

防府市離島活性化実行委員会設置要綱

令和3年5月24日制定

(設置)

第1条 離島における活性化事業を円滑に推進するため、防府市離島活性化実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第3条 委員会に、委員長、副委員長及び監事を置く。

2 委員長、副委員長及び監事は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議決事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 離島活性化事業に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他運営に関し必要と認める事項

(経費)

第7条 委員会の経費は補助金をもってこれに充て、事務局において出納事務を執行する。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、防府市総合政策部地域振興課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月24日から施行する。
- 2 委員会の設立当初の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、就任日から令和4年3月31日までとする。
- 3 委員会の設立当初の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、令和3年5月24日から令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区分	団体名	人数
自治会	野島地域自治会連合会	3名
学校	野島小中学校	1名
行政	防府市文化スポーツ観光交流部 観光振興課	1名
行政	防府市総合政策部 地域振興課	1名